

第五期帯広市障害福祉計画 (案)

平成30年度～平成32年度

平成30年 月
帯 広 市

目 次

第1章	計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	障害のある人の状況とサービス利用の現状・・・・・・・・	4
第3章	これまでの計画の取り組みの検証及び評価・・・・・・・・	8
第4章	課題及び取り組みの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第5章	障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策・・・・・・・・	26
第6章	障害児通所支援の見込み量と確保のための方策・・・・・・・・	29
第7章	地域生活支援事業の見込み量と実施のための方策・・・・・・・・	31
第8章	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
資 料	1. 第五期帯広市障害福祉計画策定経過・・・・・・・・	37
	2. 帯広市健康生活支援審議会・・・・・・・・	38
	3. 帯広市地域自立支援協議会・・・・・・・・	39
	4. アンケート調査結果などのまとめ・・・・・・・・	40

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景と趣旨

帯広市では、障害者基本法に沿って、障害のある人への必要な配慮と支援ができる仕組みをつくり、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」の実現を目指すことを基本理念とした第二期帯広市障害者計画に基づき障害福祉施策をすすめてきています。

国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、平成24年には利用者負担の見直しや相談支援の充実、平成25年4月からは、共生社会の実現を基本理念として掲げた障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲の拡大などにより制度の谷間のない支援の充実が図られました。また、平成24年10月の障害者虐待防止法施行、平成26年1月の障害者権利条約批准、平成28年4月の障害者差別解消法施行など障害のある人の権利擁護の動きもすすんでいます。

この第五期帯広市障害福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などが計画的に提供されるよう、数値目標やサービス量を見込み、確保するための方策を定めるものです。

また、障害児支援に関しては、第二期帯広市障害者計画において「療育・教育の充実」をすすめるとともに、おびひろこども未来プランにおいても、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして「すべての子育て家庭への支援」、「子どもの発達支援」をすすめてきているところです。

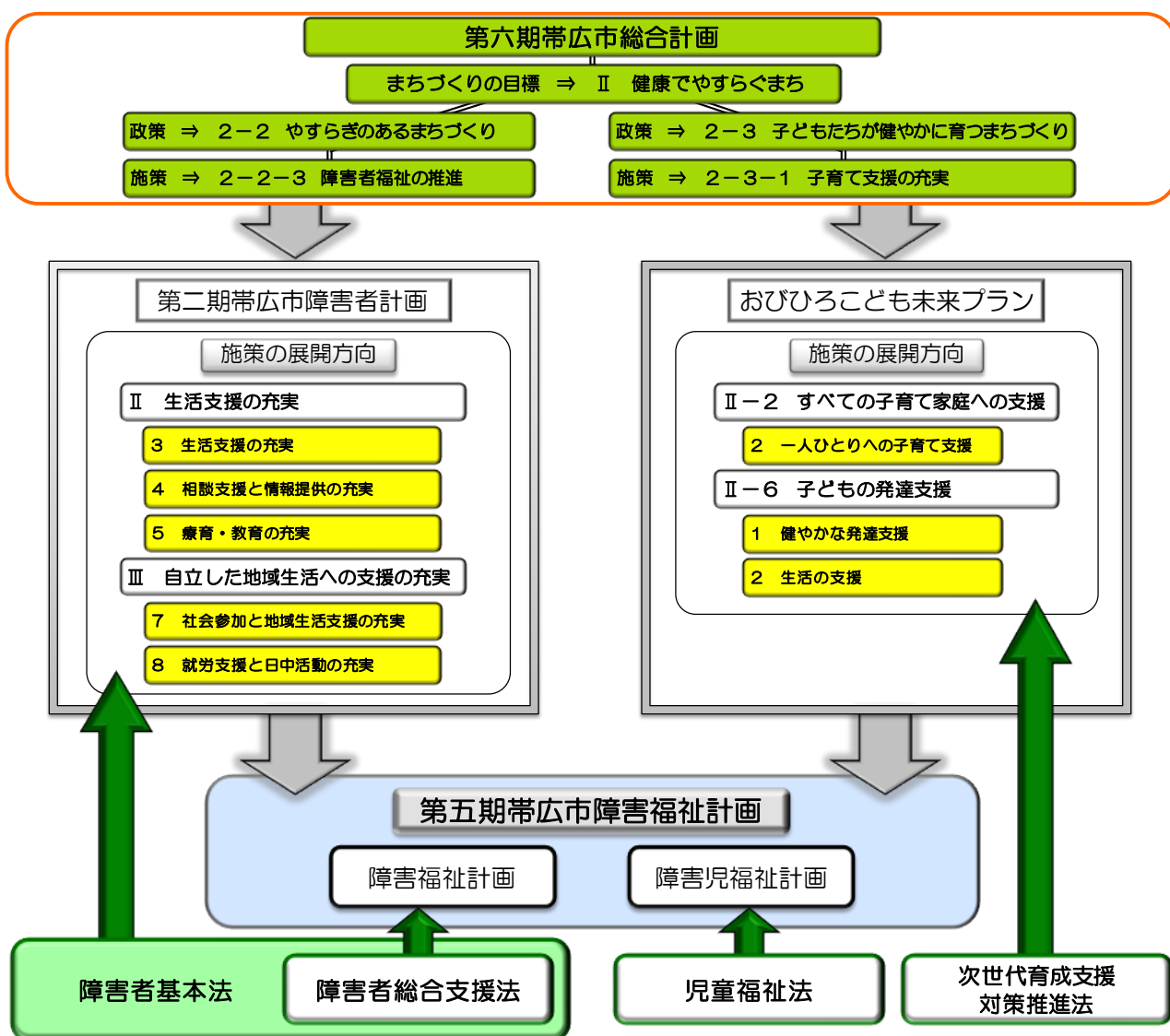
平成28年6月に公布された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により策定が義務付けられた障害児福祉計画については、従来の障害福祉計画に障害児支援が含まれていることから、本計画と一体的に策定し、サービス提供体制を確保するための方策を定めるものです。

1-2 計画の位置づけと性格

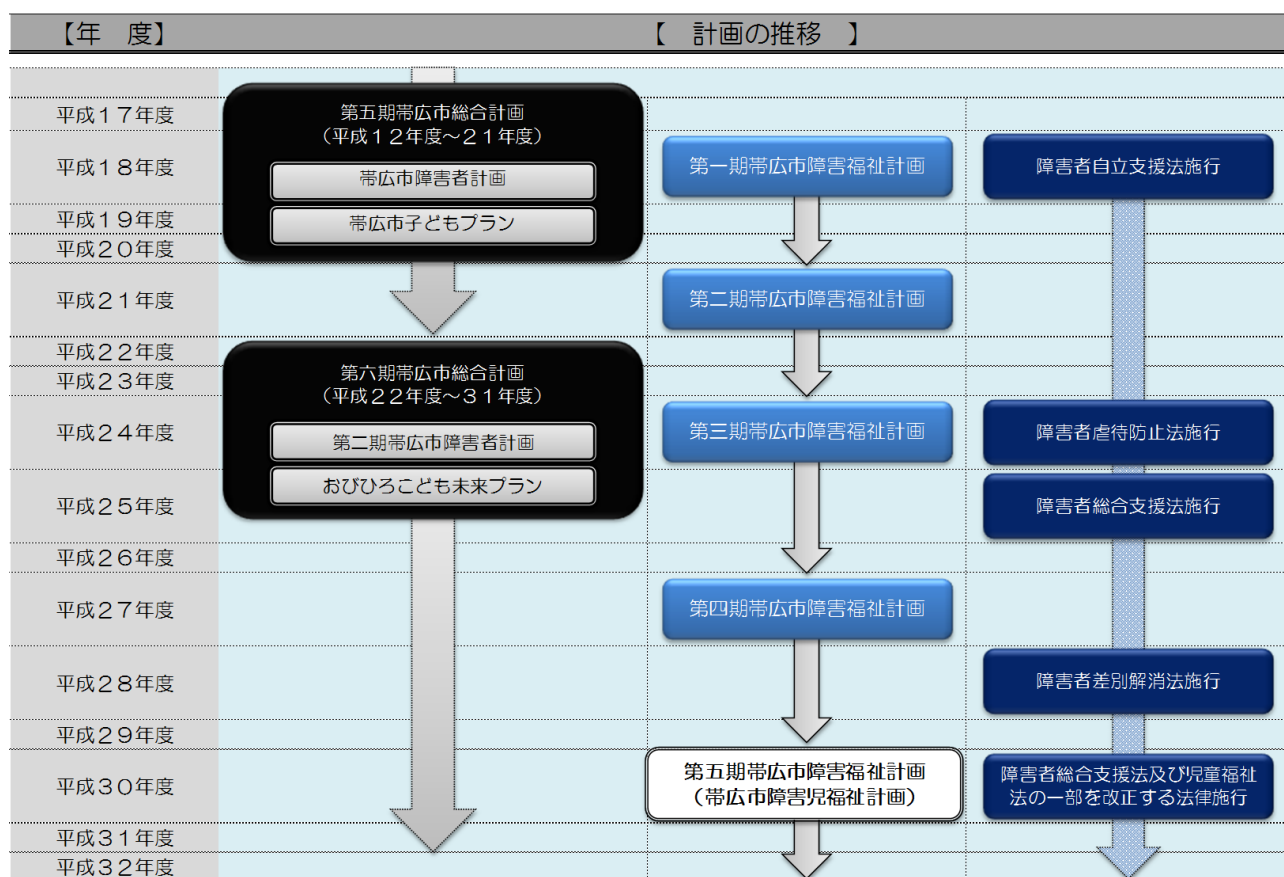
本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村計画として、また第六期帯広市総合計画の分野計画である第二期帯広市障害者計画の施策の展開方向のうち、「生活支援の充実」や「社会参加と地域生活支援の充実」などの生活支援に関する事項と、おびひろこども未来プランの基本的な視点を踏まえた、障害児支援に関する事項を具体的に規定するものです。

また、国の基本指針を踏まえ、第四期帯広市障害福祉計画の実施状況、障害のある人の意向、関係機関の意見等を反映し、北海道の計画などと調和を保ちながら策定します。

【関連計画との位置づけ】



【計画の推移】



1-3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

また、計画に盛り込んだ事項について、定期的に分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を見直すこととします。

1-4 計画策定の視点

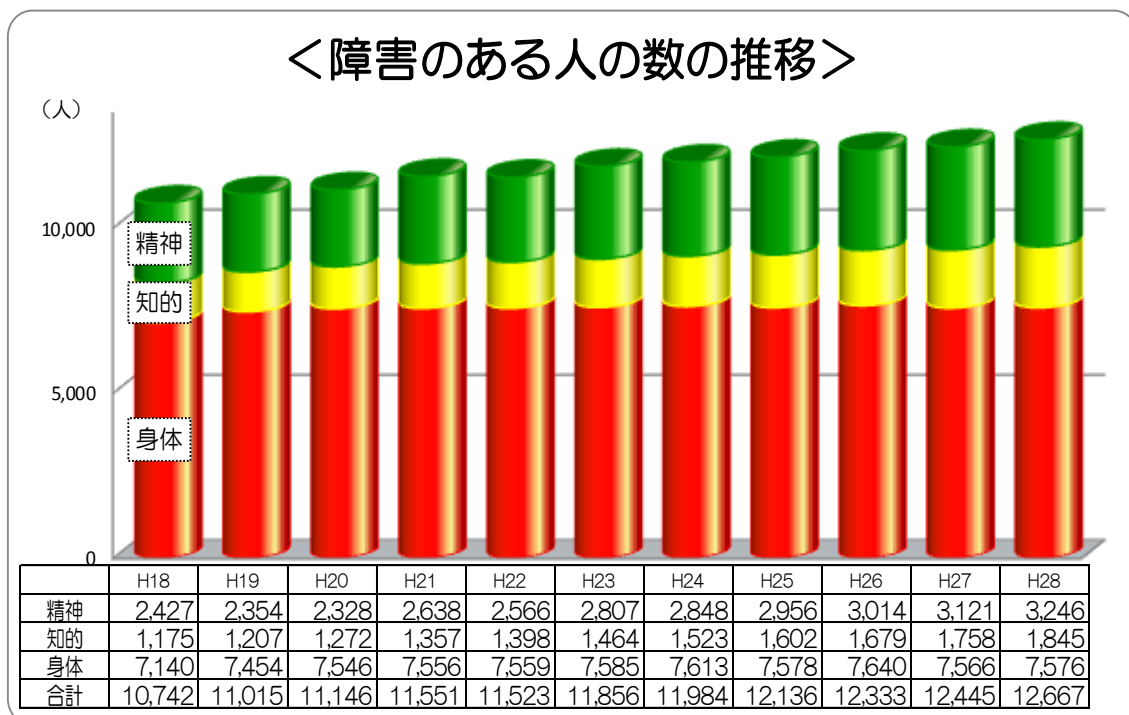
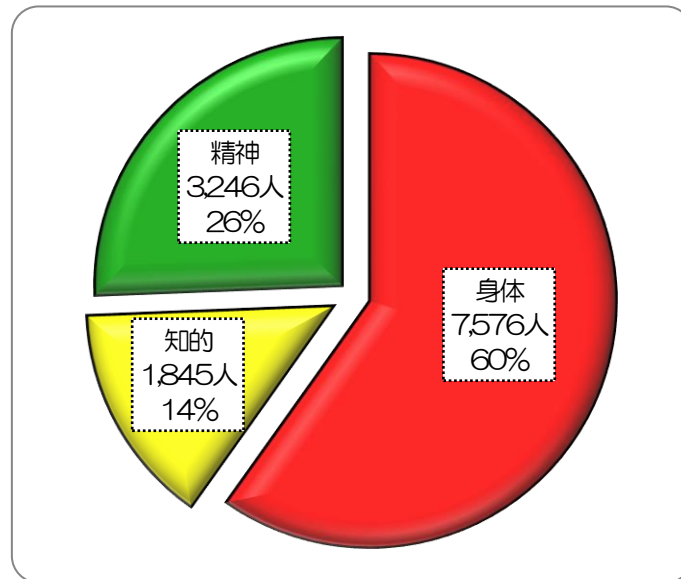
本計画の策定にあたっては、健康生活支援審議会や地域自立支援協議会等の意見を踏まえ、次の視点をもって策定することとしました。

- 第四期障害福祉計画の進捗状況の分析評価
- 本計画における課題の整理
- 課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取り組みの推進
- 平成32年度の数値目標とサービス見込み量等の設定

第2章 障害のある人の状況とサービス利用の現状

2-1 障害のある人の状況

本市が把握している平成28年度末の障害のある人^{※1}の数は、身体障害、知的障害及び精神障害の3障害を合わせて12,667人です。知的障害のある人、精神障害のある人は年々増加していますが、身体障害のある人は横ばいの状況となっています。

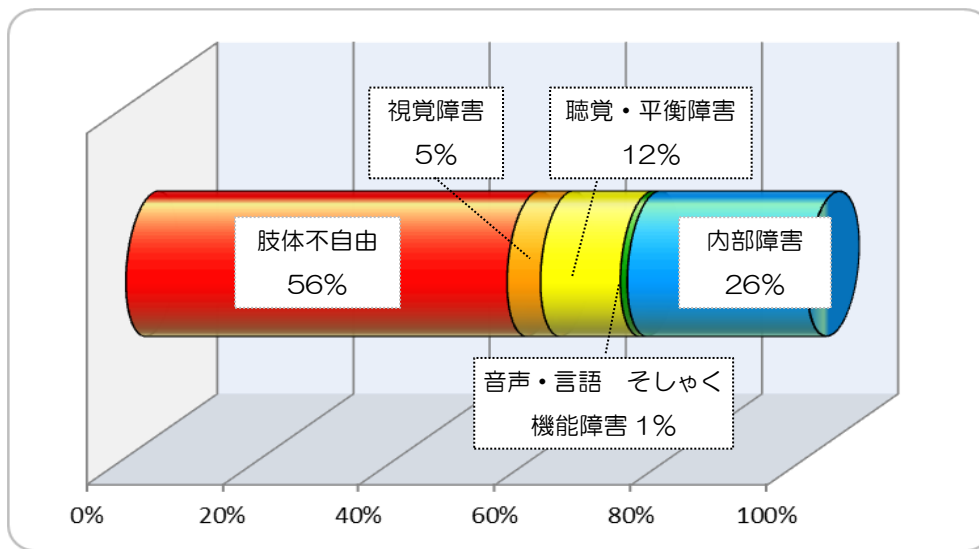


1) 身体障害のある人の数 7,576人

身体障害者手帳の所持者数（平成29年3月31日現在）

（単位：人）

区分	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡障害	音声・言語 そしゃく 機能障害	内部障害	合計
手帳所持者数	4,242	372	889	77	1,996	7,576
18歳未満	74	5	27	0	20	126
18歳以上	4,168	367	862	77	1,976	7,450

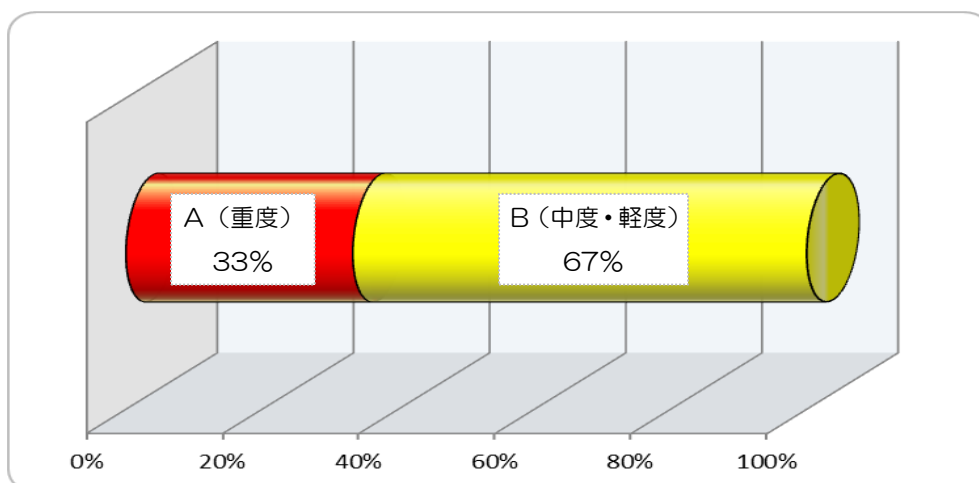


2) 知的障害のある人の数 1,845人

療育手帳の所持者数（平成29年3月31日現在）

（単位：人）

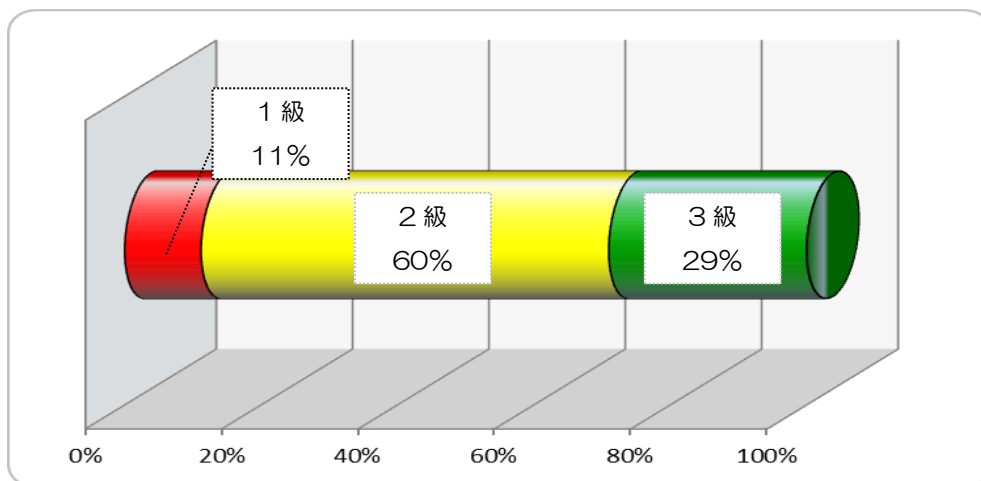
区分	A（重度）	B（中度・軽度）	合計
手帳所持者数	615	1,230	1,845
18歳未満	121	407	528
18歳以上	494	823	1,317



3) 精神障害のある人の数 3,246人

①精神障害者保健福祉手帳の所持者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）（単位：人）

区分	1級	2級	3級	合計
手帳所持者数	169	901	437	1,507
18歳未満	1	5	27	33
18歳以上	168	896	410	1,474



②自立支援医療（精神通院医療）受給者数 2,991（うち児童 126）人（平成 29 年 3 月 31 日現在）

本計画では、上記の手帳所持者数（①）と受給者数（②）を合わせた人数を重複調整した 3,246（うち児童 139）人を精神障害のある人の数としています。

※1 本計画において「障害のある人」とは、障害などが原因で日常生活に支援と配慮を必要とする人をいいます。ただし、制度や助成の対象となる人は各法令、規則等によって定められた人になります。

障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

児童福祉法

第4条

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

2-2 障害福祉サービス等利用の現状

平成 18 年度に施行された障害者自立支援法による障害福祉サービスは、制度の周知がすすむとともに、サービスの種類や提供する事業所が増えてきています。

また、平成 24 年度より、障害児通所支援が開始されたことに加え、サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、利用者のニーズなどを踏まえたきめ細やかな相談支援を実施することとなったため、障害福祉サービス等全体の利用者数、事業費ともに増加しています。

1) 障害福祉サービス等利用者数の推移

(単位：人/月)

種 別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度見込
訪問系サービス	345	385	384
日中活動系サービス	1,226	1,312	1,366
居住系サービス	579	580	591
合計	2,150	2,277	2,341
計画相談支援	1,324	1,457	1,388
障害児通所支援	622	627	713
障害児相談支援	261	355	362

※ 各年度 3 月の実績数値。

※ 計画相談支援及び障害児相談支援は各年度 3 月時点の利用者数。

2) 障害福祉サービス等事業費の推移

(単位：百万円)

種 別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度見込
訪問系サービス	325	354	354
日中活動系サービス	2,178	2,343	2,466
居住系サービス	851	875	956
合計	3,354	3,572	3,776
計画相談支援	70	81	87
障害児通所支援	281	335	421
障害児相談支援	18	24	28

第3章 これまでの計画の取り組みの検証及び評価

第四期障害福祉計画で定めた重点項目や数値目標及びサービスの見込み量について、現在までの取り組み状況、利用実績などを踏まえた進捗状況の検証及び評価結果は次のとおりです。

3-1 重点項目の検証と評価

1) 施設などから地域生活への移行の促進

① 地域生活移行者の増加

第四期障害福祉計画では、平成 29 年度末までに平成 25 年度末時点の施設入所者数 312 人の 12%にあたる 37 人を、グループホームなどの地域生活へ移行することを目標として設定しました。

この間、地域で生活するための居住の場であるグループホームなどのサービス提供事業所の増加や、移行に必要なサービスを利用するための相談支援体制の整備により、地域生活への移行をすすめる環境が整いつつあります。

しかし、重度の障害があり、グループホームでの生活が難しい場合や家族介護者の高齢化などにより、地域生活への移行が困難な人が一定数いるため、地域生活へ移行した人は、平成 27 年度からの 2 年間で 9 人となっており、目標を達成することは難しい状況にあります。

引き続き、移行を希望する人に寄り添った相談支援を展開しながら、関係機関との連携を強化し、地域生活への移行を促進していく必要があります。

項目	第四期計画				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	累計
施設入所者の地域生活移行者数	目標	11 人	13 人	13 人	37 人
	実績	4 人	5 人	※	9 人

※実績は北海道による市町村別統計の平成 28 年度までの確定値。

② 施設入所者数の削減

第四期障害福祉計画では、平成 29 年度末までに平成 25 年度末時点の施設入所者数 312 人の 4%にあたる 12 人を削減し、施設入所者を 300 人とすることを目標として設定しました。

施設入所者数の削減については、地域での生活を維持していくための支援体制の整備がすすんできたことから、目標を達成する見込みです。

項目	第四期計画			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年度末時点の施設入所者数の削減	目標	308 人	304 人	300 人
	実績	291 人	285 人	※

※実績は北海道による市町村別統計の平成 28 年度までの確定値。

③ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

第四期障害福祉計画では、在院期間 1 年以上の長期入院精神障害者の地域移行に向けて、平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数 364 人の 18%にあたる 65 人を減少させる目標を設定しましたが、北海道による市町村別統計が廃止されたため、実績値の把握が不能となっています。

なお、北海道の計画では平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数 11,834 人の 18%を削減させる目標に対し、平成 27 年度の実績で 8.1%となっており、本市においても一定程度、地域移行がすすんでいるものと考えられます。

項目	第四期計画	
入院中の精神障害者の地域生活への移行	目標	65 人
	実績	—

2) 就労支援の強化

第四期障害福祉計画では、福祉施設^{※2}の利用者のうち、平成 29 年度に就労移行支援事業などを通じて一般就労する人を、平成 24 年度の一般就労への移行実績 23 人の 2 倍の 46 人とする目標を設定しました。

一般就労への移行は、就労支援事業所とハローワーク帯広や十勝障がい者就業・生活

支援センターだいちなどの関係機関の連携等によりすすめられています。移行者数の実績は平成 27 年度 39 人、平成 28 年度 21 人と鈍化しており、就労を希望する人と企業を結びつける取り組みを強化していく必要があります。

また、平成 28 年 6 月現在における障害者の法定雇用率を達成している十勝管内の企業の割合は 51%であり、引き続き、企業などにおける障害や障害のある人への理解と就労後の職場定着支援を図っていく必要があります。

項 目	第四期計画			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉施設から一般就労への	目標	34 人	40 人	46 人
移行者数	実績	39 人	21 人	※

※実績は北海道による市町村別統計の平成 28 年度までの確定値。

※2 本計画において「福祉施設」とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を提供する施設をいいます。

3) 相談支援体制の充実

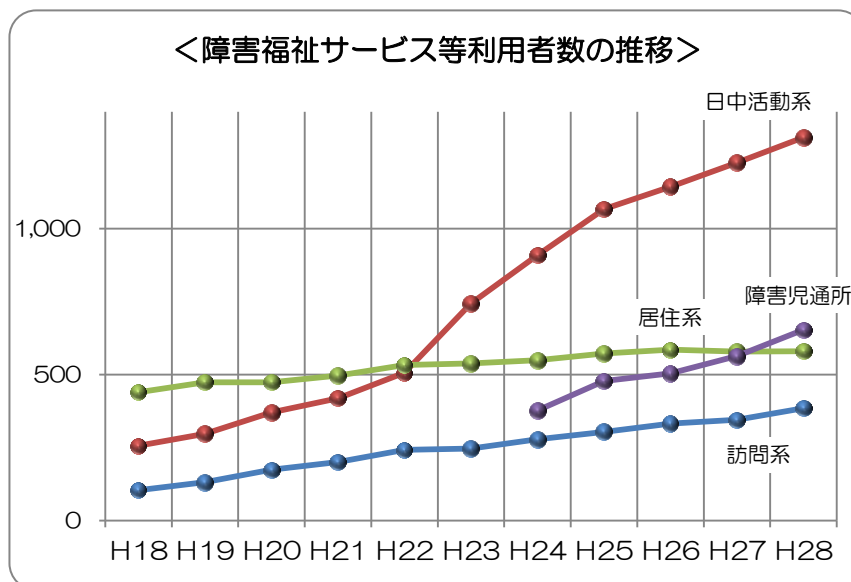
障害福祉関係機関及び事業所などが、地域の課題や相談支援体制について協議する地域自立支援協議会を定期的を開催するとともに、課題ごとに協議する専門部会を設置してきました。

また、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所間の連携強化や相談支援専門員の資質の向上を図ってきました。さらに障害者虐待防止センターや成年後見支援センターの設置に加え、平成 28 年の障害者差別解消法の施行を踏まえ、地域自立支援協議会に差別解消部会を新たに設置してきました。

障害のある人の高齢化・重度化に伴い、ニーズが多様化しており、家族介護者の高齢化などにより、地域での生活が困難となる事例も見られ、こうした課題を解決していくためには、障害福祉関係機関や事業所などと連携した取り組みが不可欠であることから、地域自立支援協議会や基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を充実させていくとともに、各事業所などに従事する相談支援専門員の知識や質の向上を図っていく必要があります。

3-2 障害福祉サービス等の必要見込み量の検証と評価

障害福祉サービスは制度改正によるサービスの追加、サービス提供事業所の増加、相談支援の拡充などにより、利用者数が平成 18 年度に比べ平成 28 年度末で約 2.85 倍となっており、一部に計画と実績との差が大きいサービスがあるものの、総体的には利用が伸びています。



1) 訪問系サービス

サービス名				第三期計画			第四期計画		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等 包括支援	計画	時間	7,892	9,416	11,132	13,036	13,918	14,847
			人	323	351	381	409	442	478
	実績	時間	6,665	7,082	7,644	8,173	8,685	8,101	
		人	278	304	332	345	385	384	

※ 各年度3月の実績数値。平成29年度実績数値は見込み。

訪問系サービスの利用者数は増加していますが、生活介護など日中活動系サービスの充実により、サービスを併用して利用する人が増えているため、時間数は計画と開きが出ています。

2) 日中活動系サービス

サービス名			第三期計画			第四期計画			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
日中活動系サービス	生活介護	計画	日	10,076	10,978	11,946	9,505	9,604	9,703
			人	458	499	543	480	485	490
		実績	日	9,028	9,544	9,292	9,621	9,697	9,862
			人	442	476	452	469	485	502
	自立訓練 (機能訓練)	計画	日	44	44	66	14	28	42
			人	2	2	3	1	2	3
		実績	日	17	20	0	0	0	0
			人	1	1	0	0	0	0
	自立訓練 (生活訓練) ※宿泊型を含む	計画	日	836	902	968	537	620	716
			人	38	41	44	33	38	44
		実績	日	325	364	362	295	166	200
			人	20	24	24	16	15	16
	就労移行支援	計画	日	2,046	2,706	3,388	1,697	2,002	2,307
			人	93	123	154	89	105	121
		実績	日	910	1,132	1,281	1,628	1,469	1,344
			人	49	62	75	93	76	73
就労継続支援 (A型)	計画	日	1,518	1,650	2,442	2,780	3,284	3,804	
		人	69	75	111	171	202	234	
	実績	日	1,160	1,874	2,250	2,494	2,557	2,673	
		人	70	115	131	131	136	143	
就労継続支援 (B型)	計画	日	5,016	5,456	5,940	7,738	9,178	10,603	
		人	228	248	270	478	567	655	
	実績	日	4,187	5,050	6,641	7,354	8,681	8,938	
		人	260	321	393	440	517	537	
療養介護	計画	人	66	66	67	41	41	41	
	実績	人	43	42	41	44	43	43	
短期入所 ※医療型を含む	計画	日	140	147	154	208	239	283	
		人	20	21	22	33	38	45	
	実績	日	143	152	193	210	260	369	
		人	24	26	28	33	40	52	

※ 各年度3月の実績数値。平成29年度実績数値は見込み。

日中活動系サービスは、生活介護、就労継続支援（B型）、短期入所が概ね見込みどおりに推移しています。生活介護及び就労継続支援（B型）は多くの需要がある中で、事業所数が増加し、必要なサービスの提供体制が整いつつあります。短期入所については、需要が増加しており、実績を伸ばしていますが、今後も障害のある人の地域における生活の充実を図るために、提供する事業所のさらなる確保と緊急時の受け入れが課題となっています。また、医療的ケアを必要とする人が利用する療養介護については見込みど

おりに推移しています。

自立訓練のうち、機能訓練については、入所施設や病院を退所・退院した身体障害のある人を対象に地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションを行い、身体機能の維持・回復を図るサービスですが、地域の医療機関の充実により、第四期障害福祉計画の期間は利用者がいない状況となっています。また、生活訓練については、同じく退所・退院した知的障害や精神障害のある人を対象に生活能力の維持・向上などを行うサービスですが、需要はあるものの事業所数が少なく見込み量を大きく下回っています。

就労移行支援、就労継続支援（A型）については、サービスの需要があるものの制度改正や事業所数の減少により利用が伸びていない状況にあります。今後も企業等への障害者理解や、障害者雇用施策の周知などのほか、サービスの提供体制の確保と事業内容の充実が必要です。

3) 居住系サービス

サービス名				第三期計画			第四期計画		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居住系サービス	共同生活援助 共同生活介護	計画	人	277	301	328	299	325	352
		実績	人	241	260	286	288	295	308
	施設入所支援	計画	人	271	263	255	308	304	300
		実績	人	308	312	299	291	285	283

※ 各年度3月の実績数値。平成29年度実績数値は見込み。

※ 平成26年度より共同生活介護は共同生活援助に一元化。

地域で生活をするための居住の場として、グループホームの利用が増加しています。

また、平成26年4月に創設されたグループホームのサテライト型住居による単身住居への支援、長期入院精神障害者の地域生活への移行が推進されていることにより、今後とも増加が予測されます。

施設入所支援については、入所支援を必要とする新規利用者がいますが、地域生活への移行がすすめられており、死亡、入院など地域生活への移行によらない退所者もいることから人数がわずかに減少しています。

4) 相談支援

サービス名				第三期計画			第四期計画		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援サービス	計画相談支援	計画	人	63	313	466	978	1,095	1,212
		実績	人	125	466	1,082	1,324	1,457	1,388
	地域移行支援	計画	人	15	20	24	16	18	20
		実績	人	2	1	2	1	0	1
	地域定着支援	計画	人	25	30	31	20	25	30
		実績	人	7	9	6	10	7	6

※ 計画相談支援は各年度3月時点の利用者数。平成29年度実績数値は見込み。

※ 地域移行支援及び地域定着支援は各年度3月の実績数値。平成29年度実績数値は見込み。

計画相談支援については、平成24年4月から大幅に対象者が拡大され、障害福祉サービスなどを利用するすべての人にサービス等利用計画を立て、利用者のニーズなどを踏まえたきめ細やかな相談支援を実施することとなりました。相談支援に対応できる事業所や相談支援専門員が増えたこともあり、大幅な伸びとなっています。

また、精神科病院または入所施設、矯正施設などから地域に移行しようとする人や一人暮らしの障害のある人が地域で住み続けることができるように、平成24年4月からサービス提供が開始された「地域移行支援」、「地域定着支援」については、事業所数が増加しているものの、施設入所者の地域移行がすすんでいない状況にあることから、見込み量を大きく下回っています。

3-3 障害児に対する支援の検証と評価

1) 障害児通所支援

サービス名				第四期計画		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児通所支援	児童発達支援	計画	日	2,033	2,050	2,066
			人	363	366	369
		実績	日	2,280	2,444	2,314
			人	367	406	351
	放課後等 デイサービス	計画	日	1,040	1,083	1,083
			人	240	250	250
		実績	日	1,227	1,257	2,005
			人	253	217	353
	保育所等 訪問支援	計画	日	4	6	8
			人	2	3	4
		実績	日	4	7	16
			人	2	4	9

※ 各年度3月の実績数値。平成29年度実績数値は見込み。

平成24年度児童福祉法改正により障害児支援の強化が図られ、障害の疑いの段階から18歳に至るまで利用できる提供サービス体制が整ったことから利用者が増加し、平成28年度の利用者数は平成24年度の約1.48倍となっています。

特に、放課後等デイサービスは利用者、利用日数ともに増加し、保育所等訪問支援は事業所が増えたことにより利用が増加しています。

2) 障害児相談支援

サービス名			第四期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	計画	人	144	204	264
	実績	人	261	355	362

※ 各年度3月時点の利用者数。平成29年度実績数値は見込み。

障害児相談支援は、平成27年度から実施体制が整ったことから事業がすすみ、障害児通所支援利用者数の増加と同様に、毎年度計画を上回る実績となっています。

3) その他の取り組みの検証と評価

① 早期発見早期支援について

医療機関との連携や乳幼児健診等の母子保健事業、こども発達相談室の相談事業

等で、発達心配や障害のある児童の早期発見の体制整備がすすんでいます。

また、児童発達支援事業所が増加し、多様な支援内容の事業所が出てきたことで利用しやすい環境ができてきました。一方で支援者の人材育成や保護者が子どもの発達について学ぶ機会の不足など課題があります。

② 子育て支援サービス等の利用について

障害のある乳幼児と保護者が地域子育て支援センターや一時保育を利用し、保育所や幼稚園に通園するなど、子育て支援施策の利用がすすんでいる状況となっています。

特に認可保育所では、すべての保育所で障害児保育を実施し、障害の疑いのある児童を含めて発達を支援するとともに、保護者が安心して就労できる環境となっています。

学齢期の支援についても、子どもの状況に応じて特別支援学校や特別支援学級、通常学級等の学びの場が提供されており、また放課後の過ごし方も児童保育センターや放課後等デイサービス、日中一時支援等、家庭環境に応じたサービスを選択できる環境となっています。

③ 障害児支援の連携について

幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、生活支援ファイル「つなぐっと^{※3}」の配布を行っていますが、活用についての理解や周知が十分にすすんでいないことに課題があります。

重症心身障害児^{※4}（医療的ケア児^{※5}を含む）や強度行動障害^{※6}のある児童など、特別な支援が必要な障害児に関する状況の把握や個別性に応じた支援方法などを検討する連携の場が必要となっています。

地域自立支援協議会でこども地域生活支援会議を開催し、児童相談所や保健所、障害児通所支援や障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、保育所や幼稚園、特別支援学校等と情報交換や学習の場を設けてきています。今後、人材育成や地域課題等、協議の充実が必要になっています。

- ※3 生活支援ファイル「つなぐっと」とは、発達に心配や障害のある子どもの健康状態や成長、生活の様子、通院、通所した履歴等を保護者が記録するファイルのことをいいます。子どもが新たに保育所や幼稚園、学校等に通い始めるときに、関わる機関に見せることにより、子どものことを正確に伝えることができます。
- ※4 重症心身障害児とは、重度の身体障害及び重度の知的障害が合併している状態の子どもをいいます。
- ※5 医療的ケア児とは、たん吸引や経管栄養、人工呼吸器などの医療的なケアが必要な子どもをいいます。
- ※6 強度行動障害とは、知的障害等があり、自傷行為や人を傷つけたり、物を壊すなどの激しい行為が頻繁に見られるなど、養育が難しい状態をいいます。

3-4 地域生活支援事業の実施状況の検証と評価

1) 必須事業

これまで、障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、手話言語条例の制定、ノーマライゼーション推進地区の指定や「福祉のひろば」の運営、障害者週間記念事業や手話に関する出前講座の実施などにより啓発活動に取り組んできています。

しかし、本計画の策定に向けたアンケート調査では、「ノーマライゼーションの考え方が広がっていると思いますか？」との問いに対し、「広がっている」または「広がってきている」の合計回答数の割合が18%にとどまっており、障害を理由とする差別や嫌な思いをした経験がある人もみられることから、ノーマライゼーションの理念の定着を図り、障害者理解が広がるよう取り組む必要があります。

一方、障害のある人が地域で生活するために必要な相談支援体制の充実を図るとともに、成年後見支援センターを設置するなど、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めてきており、成年後見制度利用支援事業は見込みどおりに推移しています。

また、聴覚などに障害のある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記通訳者を派遣し、コミュニケーション支援の充実を図るとともに、手話奉仕員養成研修事業などを行い、担い手の確保に努めてきているほか、日常生活用具給付事業や移動支援事業の提供により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を整備してきており、コミュニケーション支援事業と移動支援事業は見込みを上回っています。

サービス名			第三期計画			第四期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業 (件/月)	計画	件	1,600	1,800	2,100	1,500	1,600	1,700
		か所	6	6	6	12	13	14
	実績	件	1,130	1,392	1,576	1,564	1,595	1,669
		か所	6	8	8	13	14	14
コミュニケーション支援事業 (人/月)	計画	人	80	85	90	104	122	142
	実績	人	67	77	119	146	192	199
日常生活用具 給付等事業 (件/月)	計画	件	812	815	816	1,153	1,337	1,521
	実績	件	839	973	896	876	914	926
手話奉仕員 養成研修事業 (人/年)	計画	人	—	—	—	60	60	60
	実績	人	—	—	—	43	59	45
移動支援事業 (時間、人/月) ※障害児含む	計画	時間	974	1,425	2,079	332	338	344
		人	108	144	191	58	59	60
	実績	時間	429	315	422	431	439	452
		人	68	55	69	68	66	68
地域活動支援 センター事業 (人/月)	計画	人	325	317	317	287	309	336
		か所	10	9	9	9	9	9
	実績	人	260	252	258	269	260	281
		か所	9	9	9	9	9	9
成年後見制度 利用支援事業 (人/年)	計画	人	2	4	6	1	2	2
	実績	人	0	0	0	1	2	2

※ 平成 29 年度実績数値は見込み。

2) 任意事業

日中一時支援事業は、障害のある人の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息などのニーズが高い状況となっています。今後、障害のある児童の療育や障害のある人の日中活動の場を確保するために、児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護などと併用した効果的な利用を図るための体制整備が必要な状況となっています。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、障害のある人の創作的活動や社会参加を促進する取り組みなどを、障害者生活支援センター（帯広市保健福祉センター内に設置）などで実施してきています。

サービス名			第三期計画			第四期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援 (日/月、人/月) ※障害児を含む	計画	日	5,356	5,534	5,748	4,874	5,040	5,220
		人	306	312	318	352	364	377
	実績	日	4,006	4,140	4,662	5,436	5,461	5,541
		人	286	299	345	375	383	411

※ 平成 29 年度実績数値は見込み。

サービス名			第三期計画			第四期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
スポーツ・ レクリエーション教室 開催等事業 (年間延べ人数)	計画	人	465	469	473	477	481	485
	実績	人	466	424	374	373	371	493

※ 平成 29 年度実績数値は見込み。

第4章 課題及び取り組みの基本方針

4-1 計画策定における課題

本計画を策定するにあたり、第四期障害福祉計画で定めた重点項目や数値目標の達成状況など現在までの取り組み状況に加え、地域自立支援協議会、健康生活支援審議会、市民意見交換会、アンケート調査で寄せられた意見等を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

課題1 施設入所者の地域生活への移行と地域生活を維持していくために必要な支援体制の整備

障害のある人の権利を尊重し、一生涯を施設で終えることのないよう、地域生活への移行を促進するとともに、住み慣れた地域での生活を維持していくための支援体制の整備が必要です。

課題2 障害者等の高齢化・重度化や親が亡くなった後を見据えた支援体制の整備

障害のある人の高齢化・重度化に加え、その介護者である親が亡くなった後においても本人の意思を尊重し、地域での生活を継続していくための支援体制の整備が必要です。

課題3 福祉施設から一般就労へ移行するための必要な支援の継続

働く意欲のある障害のある人が、個々の能力や特性に応じて働き、自ら収入を得て生き生きとした生活を送ることができるよう、一般就労へ移行するための継続した支援が必要です。

課題4 医療的ケアを必要とする障害者、障害児に対する支援体制の整備

看護師などによる医療的ケアを必要とする障害のある人は、外出に困難がみられることからサービス利用が難しく、関係機関の連携が不足しているなど支援体制の整備が必要です。

課題5 強度行動障害のある児童への支援体制の整備

強度行動障害のある児童は、環境適応に困難性がみられることから、重症化せずに落ち着いた生活を送るための専門的な支援体制の整備が必要です。

4-2 基本方針

本計画は、上記の課題を踏まえ、障害のある人が自ら居住する場を選択し、地域社会の一員として、障害のない市民とともに、生き生きと暮らせる環境づくりをすすめることにより、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」の実現を目指すことを基本とします。

そのため、障害や障害のある人に対する理解を広め、ノーマライゼーション理念の定着とユニバーサルデザインの推進に取り組みながら、障害のある人の自立を支援するために必要なサービスの提供体制を計画的に確保します。

また、発達心配や障害のある子どもの健やかな育ちや家族を支援するためのサービス提供体制等を計画的に確保します。

以上を踏まえ、「地域生活への移行促進」、「相談支援体制の充実」、「就労支援の強化」、「発達支援体制の充実」の4項目を本計画の重点項目として位置付けます。

4-3 計画の重点項目

1) 入所施設などから地域生活への移行促進

地域で暮らすことを希望している施設入所者や社会的入院などを行っている障害のある人に、入所や入院中から地域生活への移行に向けた相談支援の提供を図りながら、安心して地域で生活ができるように計画的に地域移行・定着を促進していく体制を充実します。

① 地域生活への移行促進

本人が希望する生活や年齢、身体状況、障害の特性に応じて、居住場所の確保や地域で生活する上で必要な支援などを協議しながら移行支援計画などを作成し、地域生活への移行を着実にすすめます。

② 地域生活定着支援の充実

地域での生活が安定的に続けられるようケアマネジメントの充実を図り、関係機関と連携しながら継続的な支援を実施します。

また、グループホームなどから一人暮らしへの移行を支援するために定期的に居宅を訪問する自立生活援助を提供します。

<数値目標>

【地域生活移行者の増加】

平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者数 285 人の 3.8% にあたる 11 人を、グループホームなどの地域生活へ移行することを目標として設定します。

項 目	平成 28 年度末 施設入所者数	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	目 標
施設入所者の 地域生活移行者数	285 人	3 人	4 人	4 人	11 人

※国の指針：平成 28 年度末施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行すること。

※北海道の計画：平成 28 年度末施設入所者数の 3.8%以上が地域生活へ移行すること。

【施設入所者の削減】

上記により地域生活への移行をすすめるとともに、グループホームなどでの対応が困難な人など、施設に入所して支援を受けることを真に必要としている人が一定数いることから、平成 32 年度末の施設入所者数については、平成 28 年度末時点の施設入所者数 285 人の 2%にあたる 6 人を削減し、279 人を目標として設定します。

項 目	平成 28 年度末 施設入所者数	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	累 計
施設入所者数	285 人	283 人	281 人	279 人	—
削減数	—	△2 人	△2 人	△2 人	△6 人

※ 国の指針及び北海道の計画：平成 28 年度末施設入所者数から 2%以上削減すること。

2) 相談支援体制の充実

障害のある人を主体とし、本人が希望する暮らしや、意欲や能力（適性）に応じた活動などができるよう、相談支援専門員を中心に地域の関係機関の連携や協働を図るなど、相談支援体制を充実します。

① 本人も家族も安心して暮らせるための支援体制の充実

本人や家族が望む生活やライフステージに応じた適正な利用計画を作成し、継続的に支援が提供できる体制の充実を図ります。

また、障害者等の高齢化・重度化や介護者である親が亡くなった後においても本人の意思を尊重し、地域での生活を継続していくために必要なサービスの情報提供やコーディネートを行うなど支援体制の整備を図ります。

② 支援の質の向上及び専門性をもった支援者の育成・確保

基幹相談支援センターを中心として、関係機関の連携を強化し、相談業務への助言、困難事例への対応、各種研修などをおし、相談支援専門員など支援者の知識や技術の向上を図るとともに、専門的な人材の育成・確保に努めます。

③ 帯広市地域自立支援協議会を中心とした地域連携の充実

相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を中心としたネットワークや関係機関の連携強化を図り、多様なニーズに迅速かつ適正に対応できる体制の充実を図ります。

また、障害者差別解消法の施行に伴い、設置した差別解消部会において、紛争の防止や解決を図るべき事案の対応や相談事例の共有をすすめるなどして、相談体制の充実を図ります。

今後も引き続き、保健、医療、福祉関係者等による地域生活支援会議及び個別支援会議において、身体、知的、精神に障害のある人を包括的にケアするため、地域における課題や個別具体的な案件について協議していきます。

<目標>

項目	平成30年度～平成32年度
地域生活支援拠点の整備 (面的な体制の整備)	・居住支援機能と地域支援機能を面的に支援する体制を整備

3) 就労支援の強化

障害のある人が地域社会の一員として生き生きと暮らすため、個々の能力や特性、意欲に応じて働くことができるよう企業や地域住民の理解促進を図るとともに、関係機関と連携しながら障害のある人の就労支援の強化を図ります。

① 一般就労の促進及び定着支援の充実

障害のある人の一般就労を促進するため、ハローワーク帯広、十勝障がい者就業・生活支援センターだいちなどと連携し、就労に向けた支援をするとともに、安定的に働き続けることができるよう相談支援の充実を図ります。

また、一般就労後、就労にともなう生活面の課題解決に向けて必要な指導・助言を行う就労定着支援の提供に努めるとともに、企業などへの障害のある人の雇用についての理解促進を図ります。

② 就労支援事業の充実

障害のある人の能力や適性に合った幅広い就労支援事業が提供できるよう、障害者優先調達推進法の取り組みなどによる就労支援事業の充実を図ります。

<数値目標>

福祉施設の利用者のうち、平成 32 年度中に就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人の目標を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍の 32 人と設定します。

項目	平成 28 年度 一般就労移行者	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉施設から 一般就労への移行者数	21 人	25 人	29 人	32 人

※ 国の指針及び北海道の計画：平成 32 年度中に一般就労に移行する人数を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすること。

4) 発達支援体制の充実

① 子どもの発達に関する支援体制の充実

子どもや保護者に対して、乳幼児健診などの母子保健サービスや子育て支援等の提供を通じて、早期に相談できるように包括的な支援体制を整備し、障害の心配がある段階から子どもの状況に応じた発達の支援を利用できるように取り組みます。

発達や障害について、保護者が知識や理解を深めることができる家族向け講座や相談会の実施、親同士のつながりを図る取り組みをすすめます。

② 切れ目のない支援のための関係機関連携

重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対して、こども発達相談室がコーディネーターの役割を担い、家族と医療機関や相談支援事業所、学校等関係機関との連携をすすめます。

また、強度行動障害のある子どもの支援に対して、医療や保健、福祉、教育等の関係機関との連携をすすめます。

障害のある子どもや保護者が安心できる環境づくりをすすめるために、障害児相談支援事業所を中心に、関係機関の連携をすすめるほか、こども地域生活支援会議等で学習や情報交換を行い、支援者の人材育成に取り組みます。

また、幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、幼児期から生活支援ファイル「つなぐっと」の普及に取り組みます。

<目標>

項目	平成 30 年度～平成 32 年度
障害児支援の提供体制の整備等	・ 居宅訪問型児童発達支援 ^{※7} 事業所を 1 箇所確保
	・ 重症心身障害児（医療的ケア児含む）支援及び強度行動障害のある児童への支援に関する協議の場を設置

※7 居宅訪問型児童発達支援とは、外出が著しく困難な障害児に対して、基本的な動作の指導のほか、知識等の付与等の支援を居宅に訪問して行うサービスをいいます。

第5章 障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策

5-1 障害福祉サービス等の必要見込み量

障害のある人のニーズに応じた障害福祉サービスが計画的に提供できるよう、第四期障害福祉計画までの実績と本計画の数値目標を踏まえながら、アンケート調査結果などによる利用者の意向を勘案し、計画期間（平成30年度から平成32年度まで）に必要なとなるサービスの1ヶ月あたりの見込み量を次のとおり設定します。

1) 訪問系サービス

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度	内 容
居宅介護	時間	5,133	5,390	5,664	自宅で入浴や排泄、食事等の介護を行います。
	人 (13)	319 (13)	335 (13)	352 (13)	
重度訪問介護	時間	2,534	2,644	2,754	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
	人	23	24	25	
同行援護	時間	312	325	338	視覚障害により、移動に著しい困難のある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等の支援を行います。
	人	24	25	26	
行動援護	時間	888	958	1,028	知的障害または精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
	人 (13)	38 (13)	41 (13)	44 (13)	
重度障害者等 包括支援	時間	780	780	780	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	人	3	3	3	
合計	時間	9,647	10,097	10,564	
	人 (26)	407 (26)	428 (26)	450 (26)	

※（ ）は見込み量の内、障害児の数

2) 日中活動系サービス

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	内 容	
生活介護	日	10,466	10,887	11,328	常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動などの機会の提供などを行います。	
	人	522	543	565		
自立訓練	機能訓練	日	20	20	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能・生活能力の維持・向上などのための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。	
		人	1	1		1
	生活訓練	日	219	285	自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力向上のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。	
		人	20	26		27
	生活訓練 (宿泊型)	日	55	55	自立した日常生活や社会生活ができるよう、居室等の設備を利用し、家事等の日常生活能力向上のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。	
		人	2	2		2
就労移行支援	日	1,363	1,382	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。		
	人	74	75		81	
就労継続支援	A型	日	2,769	2,845	一般企業などで雇用されることが困難な人に、雇用契約等に基づき一般就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	
		人	147	151		156
	B型	日	9,959	11,062	一般企業などで雇用されることが困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識や能力の向上のための訓練を行います。	
		人	596	662		735
就労定着支援	人	17	19	22	一般就労した人が生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅などへの訪問や生活面の課題解決に必要な連絡調整、指導・助言などの支援を行います。	
療養介護	人	43	43	43	病院などの施設で、主に日中に訓練機能や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。	
短期入所	福祉型	日	355	375	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排泄、食事の介護などを行います。 ・福祉型～障害者支援施設等において実施 ・医療型～病院、診療所、介護老人保健施設において実施	
		人	53 (11)	56 (14)		59 (17)
	医療型	日	40	47		53
		人	6 (4)	7 (5)		8 (6)

※ () は見込み量の内、障害児の数

3) 居住系サービス

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	内 容
自立生活援助	人	5	5	5	施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する人などに、定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、生活に必要な理解力、生活力などを補うための支援を行います。
共同生活援助	人	314	320	326	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴や排泄、食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスも提供します。
施設入所支援	人	283	281	279	主として夜間、施設に入所する障害者（児）に対し、入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

4) 相談支援

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	内 容
計画相談支援	人	1,474	1,559	1,642	障害福祉サービス等の利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業所などとの連絡調整を図り、計画を作成します。
地域移行支援	人	5	5	5	施設に入所している人や精神科病院に入院している人などに対して、住居の確保など地域における生活へ移行するための相談支援を行います。
地域定着支援	人	6	6	6	居宅において単身生活をする人などに対して、常時の連絡体制を確保するなどの相談支援を行います。

※ 計画相談支援は利用者数で設定

5-2 障害福祉サービス等の確保のための方策

1) サービス提供基盤の整備

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、当事者団体などで構成する地域自立支援協議会を活用しながら、地域で生活する障害のある人の状況の把握に努めるとともに、情報交換を行いながら地域に必要とされるサービス提供の基盤の整備を図り、支援に関わる人材の確保、サービスの質の向上について、北海道及び関係機関と連携して取り組みます。

2) サービス事業所への情報提供

障害のある人のニーズにあったサービスを確保していくことができるよう、障害福祉サービス事業所に対し、本計画の推進状況やサービス申請及び支給決定状況などの情報を提供し、各事業所との情報の共有化を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。

第6章 障害児通所支援の見込み量と確保のための方策

6-1 障害児通所支援の必要見込み量

1) 障害児通所支援

発達に心配のある児童や障害のある児童が個別の課題に応じた支援が利用できるように、平成30年度から平成32年度まで次のようにサービスの1ヶ月あたりの見込み量を設定します。

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度	内 容
児童発達支援	日	2,364	2,414	2,464	日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適應するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供します。
	人	358	364	370	
放課後等 デイサービス	日	2,228	2,451	2,673	学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供などを個別支援計画に基づき提供します。
	人	381	410	439	
保育所等 訪問支援	日	20	24	26	保育所・幼稚園・小学校等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援等を行います。
	人	10	12	14	
居宅訪問型 児童発達支援	日	—	4	6	外出が著しく困難な障害児に対して、基本的な動作の指導をしたり、知識技能の付与などの支援を居宅に訪問して行います。
	人	—	2	3	

2) 障害児相談支援

障害児相談専門員を確保し、希望者が利用できる体制づくりをすすめます。

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度	内 容
障害児 相談支援	人	398	434	470	障害児の心身の状況や環境等に応じて障害児支援利用計画を作成し、サービス事業所などとの連絡調整を図ります。

※ 障害児相談支援は利用者数で設定

6-2 障害児通所支援の確保のための方策

1) サービス提供体制の整備

こども地域生活支援会議等での意見交換や情報交換を踏まえ、障害のある子どもの状況を把握することにより、子どもや家族に必要とされるサービス提供体制を整備します。

また、子どもに応じた効果的な支援を提供するために、サービスの提供に係る人材の育成について、北海道及び関係機関と連携して取り組みます。

2) サービス事業所への情報提供

子どもの障害の状況に適したサービスを確保していくことができるよう、障害児通所支援事業所及び障害福祉サービス事業所と、情報の共有化を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。

第7章 地域生活支援事業の見込み量と実施のための方策

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、制度や個別給付では対応できないサービスなどについて、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な形態により地域生活支援事業を実施します。

7-1 地域生活支援事業の必要見込み量

1) 必須事業

【理解促進研修・啓発事業】

障害のある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、パネル展やヘルプマーク・ヘルプカード^{※8}の普及などの啓発活動を行います。

※8 「ヘルプマーク」とは、内部障害など外見からは障害などがあることがわかりにくい人の意思表示を支援し、周囲から援助を受けやすくすることを目的としたマークのことで、「ヘルプカード」とは、周囲の人に提示することで、手助けを求めるためのカードのことをいいます。

【自発的活動支援事業】

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【相談支援事業】

障害のある人やその保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援などを行います。

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業	件/月	1,750	1,800	1,850
	箇所	14	14	14

【成年後見制度利用支援事業】

判断能力が不十分な障害のある人に対し、本人の財産管理や身上監護を行う成年後見人等への報酬などを助成し、成年後見制度の利用を促進します。

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度 利用支援事業 (実利用者数)	人/年	2	2	2

【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の確保、専門職による支援などを行います。

【意思疎通支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能などの障害により意思疎通を図ることに支障がある人に対し、専任手話通訳者の配置、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣などによる支援事業を行い、コミュニケーションの円滑化を図ります。

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
専任手話通訳者の配置	人/年	2	2	2
登録手話通訳者・ 要約筆記通訳者の派遣	人/年	720	792	888

【日常生活用具給付等事業】

在宅の重度障害のある人の日常生活を支援するため、障害に応じた用具を給付します。

- ① 介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）
- ② 自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）
- ③ 在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）
- ④ 情報・意思疎通支援用具（点字器、人工咽頭など）
- ⑤ 排泄管理支援用具（ストマ装具など）
- ⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具 給付等事業	①介護・訓練支援用具	18	18	18
	②自立生活支援用具	48	49	50
	③在宅療養等支援用具	57	58	58
	④情報・意思疎通支援用具	43	47	51
	⑤排泄管理支援用具	759	759	759
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	3	3	3
	合 計	928	934	939

【手話奉仕員養成研修事業・要約筆記奉仕員養成研修事業】

聴覚に障害のある人の社会参加、交流活動の促進を図るため、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成研修を行います。

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	60	60	60
要約筆記奉仕員 養成研修事業	人/年	20	20	20

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障害のある人などに対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	時間/月	446	466	488
	人/月	66 (20)	68 (20)	71 (20)

※ () は見込み量の内、障害児の数

【地域活動支援センター事業】

障害のある人の特性や地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター事業	人/月	296	310	324
	箇所	9	9	9

2) 任意事業及びその他の地域生活支援事業

【日中一時支援事業】

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援や一時的な休息を目的とする支援を行います。

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援	日/月	5,548	5,556	5,564
	人/月	421 (328)	433 (328)	445 (328)

※ () は見込み量の内、障害児の数

【訪問入浴サービス事業】

居宅への訪問による入浴サービスを行い、身体に障害のある人の身体の清潔保持、心身機能の維持、福祉の増進を図ります。

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス	日/月	157	180	207
	人/月	20 (4)	22 (4)	24 (4)

※ () は見込み量の内、障害児の数

【その他の事業】

障害のある人の社会参加を促進するとともに、体力の増強、交流、余暇等を目的に、レクリエーション活動等支援を行うほか、視覚等に障害があり、読書をするのが困難な方を対象とする「サピエ^{※9}」の普及により、録音図書の利用促進を図るなど、障害のある人の地域生活を支援します。

※9 「サピエ」とは、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「視覚障害者情報総合ネットワーク」をいいます。

7-2 地域生活支援事業の実施の方策

障害のある人が地域で生活するために必要となるサービスの提供及び支援にあたっては、障害のある人やその家族などのニーズ、地域自立支援協議会などでの協議を踏まえ、障害福祉サービスや障害児通所支援と組み合わせながら計画的かつ効果的に実施することができるよう、引き続き地域の実情に応じた柔軟な形態で事業を実施します。

第8章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、「北海道障がい福祉計画」の目指す方向との調和・整合を保ちつつ、障害者施策をはじめ、児童福祉施策や高齢者福祉施策など他の福祉施策と連携を図りながら、発達支援や権利擁護などをすすめて、制度の谷間なくライフサイクルを通じた一貫した支援ができる体制づくりに取り組みます。

帯広市地域自立支援協議会や関係機関、障害者団体と意見交換や情報交換等を行い、帯広市健康生活支援審議会の障害者支援部会及び児童育成部会合同部会において本計画の基本方針及び重点項目に基づく地域生活支援体制やサービス基盤整備などの進捗状況の評価を行いながら、本計画の推進を図ります。

資料1 第五期帯広市障害福祉計画策定経過

平成29年	5月24日	帯広市議会厚生委員会（策定方針提出）
	5月29日	アンケート調査開始
	6月28日	アンケート調査終了
	7月3日	帯広養護学校保護者との意見交換会
	8月8日～10日	市民意見交換会
	8月23日	帯広市議会厚生委員会（アンケート調査結果（速報値）提出）
	8月24日	帯広市地域自立支援協議会地域生活支援会議意見聴取
	8月29日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会（アンケート調査結果（速報値）提出）
	9月13日	帯広市地域自立支援協議会こども地域生活支援会議意見聴取
	11月22日	帯広市議会厚生委員会（計画骨子案提出）
	11月30日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会（計画骨子案提出）
	12月26日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会（計画原案提出）
平成30年	1月15日	帯広市議会厚生委員会（計画原案提出）
	1月16日	パブリックコメント開始
	2月14日	パブリックコメント終了
	2月14日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会（計画案提出）
	2月15日	帯広市議会厚生委員会（計画案提出）

資料2 帯広市健康生活支援審議会

帯広市健康生活支援審議会組織図

【設置目的】 市民、保健・医療・福祉の関係者及び市が協働して、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として設置する。

地域医療推進部会

【所掌事務】 地域医療の推進に関すること

健康づくり支援部会

【所掌事務】 市民の健康づくりの支援に関すること

<合同部会>

児童育成部会

【所掌事務】 児童の健全な育成に関すること

障害者支援部会

【所掌事務】 障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること

高齢者支援部会

【所掌事務】 高齢者の自立した生活の支援に関すること

障害者支援部会・児童育成部会合同部会構成員名簿

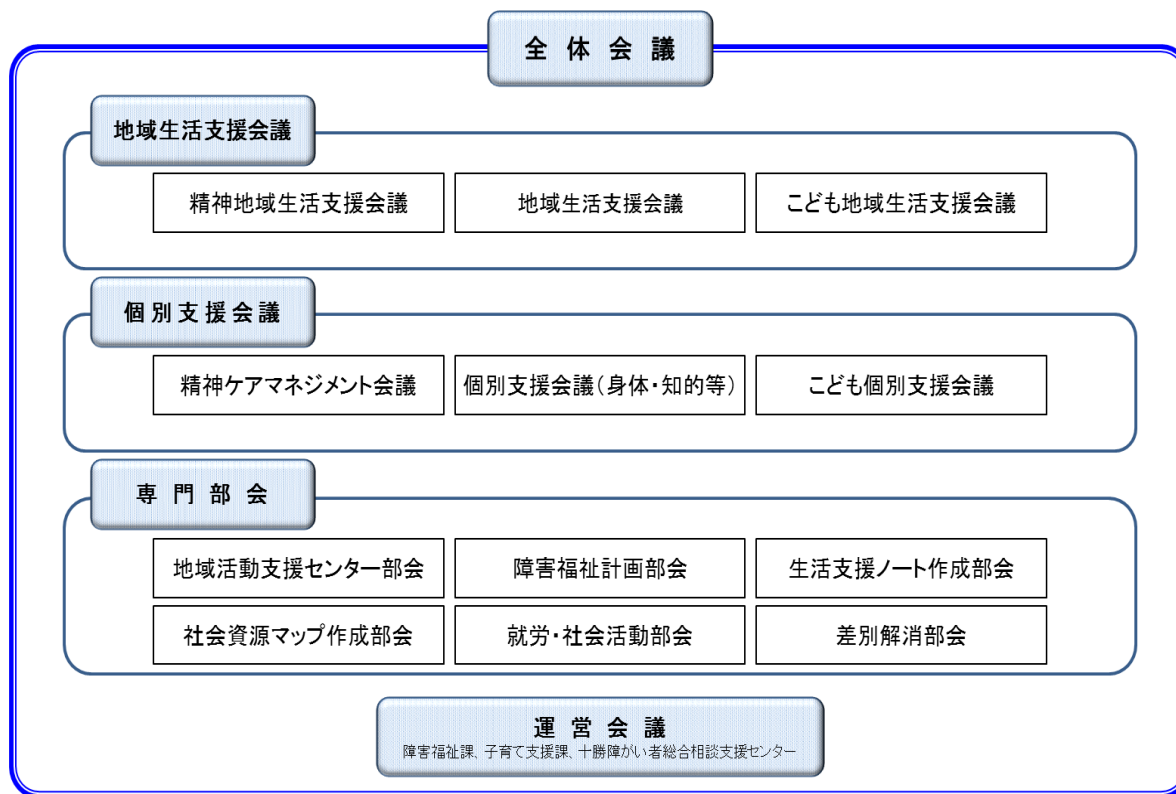
	部会役職	氏名	団体名	備考
障害者支援部会	部会長	細川 吉博	一般社団法人帯広市医師会	部会長
	副部会長	畑中 三岐子	特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会	
	委員	田中 利和	一般社団法人帯広身体障害者福祉協会	
	委員	鈴木 捷三	帯広市町内会連合会	
	委員	松下 菜穂子	公募	
	専門委員	山本 由美子	公益社団法人北海道社会福祉士会十勝地区支部	
	専門委員	眞田 清	肢体不自由児者生活訓練施設ぽてとハウス	
	専門委員	丸山 芳孝	発達障害者支援道東地域センターきら星	
	専門委員	白木 喜子	帯広市要約筆記サークルたんぽぽ	
児童育成部会	部会長	村上 勝彦	特別養護老人ホーム施設長	副部会長
	副部会長	眞井 康博	一般社団法人帯広市医師会	
	委員	成田 安弘	一般社団法人十勝歯科医師会	
	委員	松田 安巨	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	
	委員	山口 かよこ	公募	
	専門委員	伊賀 眞美	帯広市校長会	
	専門委員	中岡 星子	帯広市私立保育園連絡協議会	
	専門委員	宮崎 智弘	帯広市保育所（園）父母連合会	
	専門委員	佐藤 みゆき	帯広幼稚園協会	
専門委員	鈴木 義尚	帯広商工会議所		

(平成 29 年 8 月 29 日現在 敬称略・順不同)

資料3 帯広市地域自立支援協議会

帯広市健康生活支援審議会組織図

【設置目的】障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、帯広市地域自立支援協議会を設置する。



資料4 アンケート調査結果などのまとめ

1. アンケート結果の概要

1-1. アンケート調査の目的

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等、相談支援及び地域生活支援事業などが計画的に提供されるよう数値目標やサービス量を見込み、これらを確保するための方策を定めた第五期帯広市障害福祉計画の策定にあたり基礎的な資料とすることを目的に調査を実施。

1-2. 調査対象及び調査方法

調査期間 : 平成29年5月29日 から 平成29年6月30日

対象者 : 市内に居住する障害者及び障害児 1,050人

(第一期からの団体・事業所 423人(新規・継続分)及び無作為抽出者 627人)

実施方法 : 郵送及び関係機関・事業所から配布(返信用封筒同封)

1-3. 調査回答結果

有効回答数 : 468件

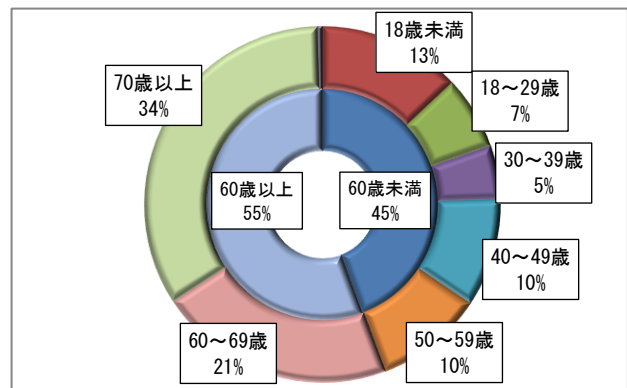
回答率 : 44.6%

1-4. アンケート調査の主な回答結果

(1) 回答者の年齢

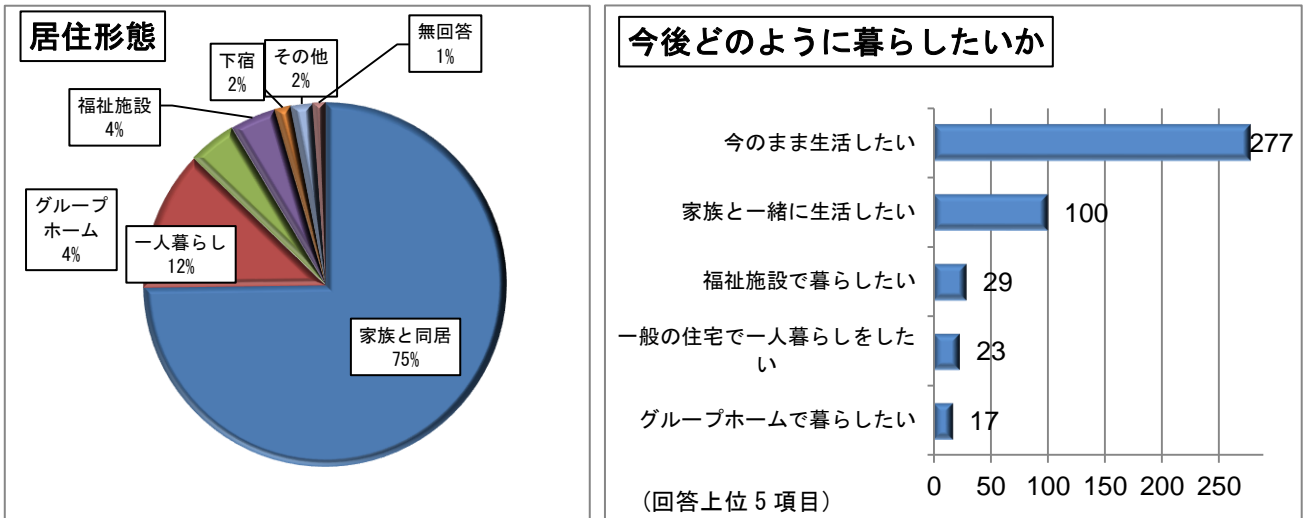
回答者の34%が70歳以上、60～69歳が21%、18歳未満は13%。

60歳以上の構成比は半数を超える55%となっています。



(2) 居住形態と今後の暮らし方について

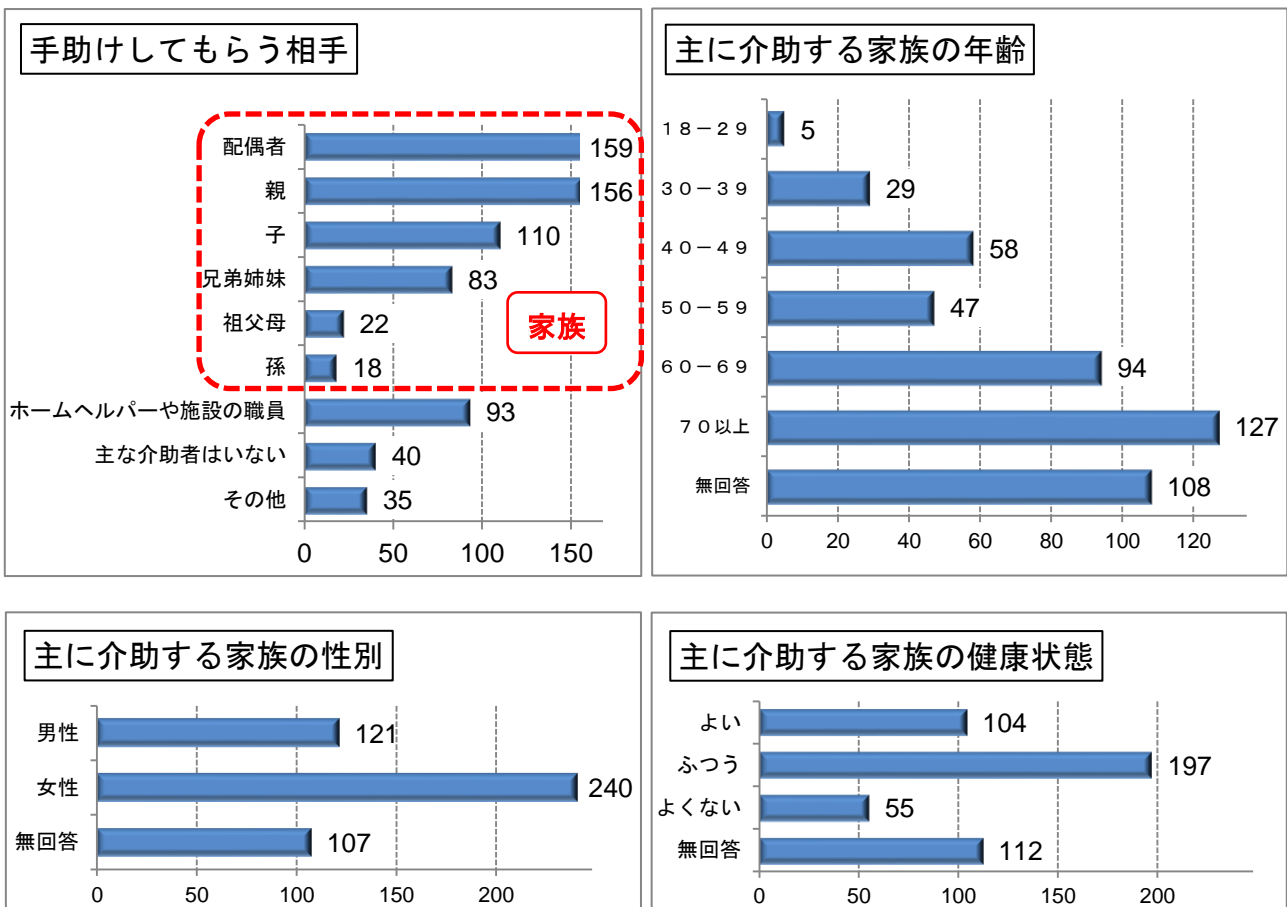
家族と同居している人が75%、一人暮らしをしている人が12%となっています。回答者の59%にあたる277人が「今のまま生活したい」と回答しています。



(3) 生活の手助け・介助者について

介助者が「家族（配偶者、親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫）」と答えた件数は548件（複数回答）となっており、中心となっている家族の介助者で60歳以上と答えた人が221人（47%）となっています。

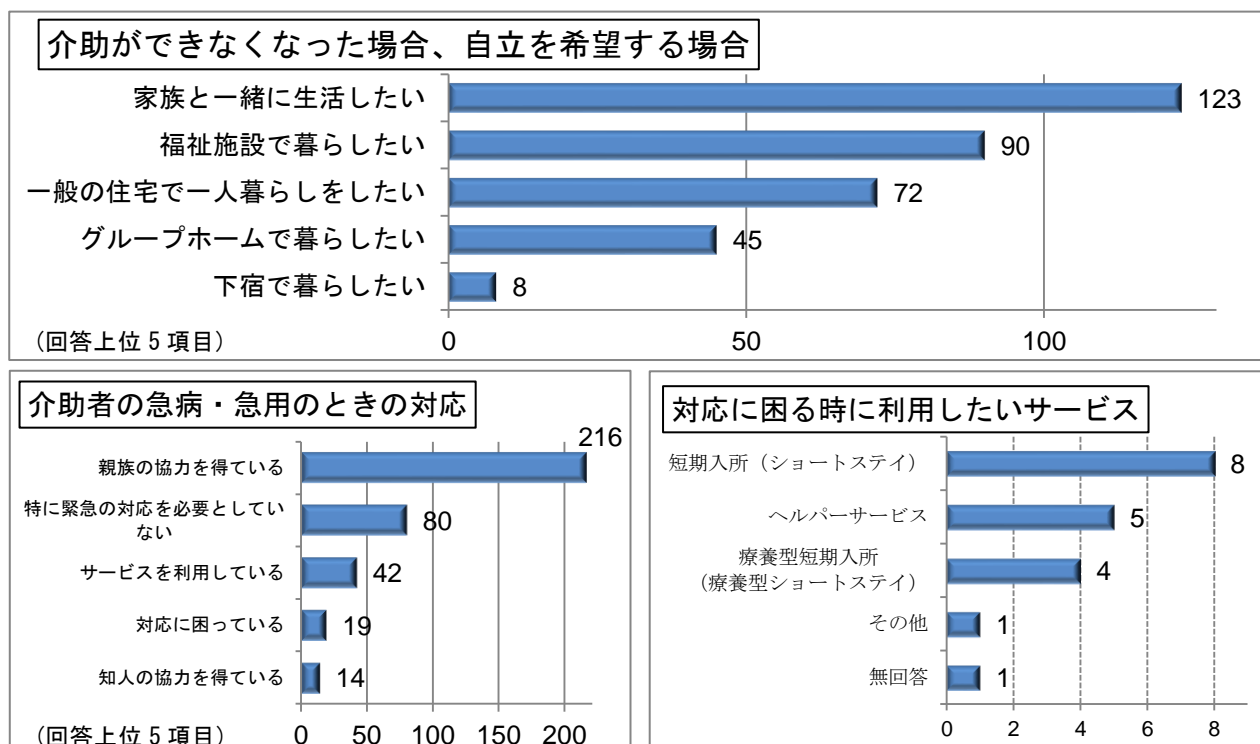
中心となっている家族の介助者は、女性の割合が高く、健康状態は「よい」「ふつう」と答えた人が301人（64%）となっている一方で、「よくない」と答えた人が55人（12%）おり、家族の介助者の高齢化が見られます。



(4) 介助を受けられない場合などの対応について

主な介助者が介助できなくなった場合や本人が自立を希望した時の暮らし方について「家族と一緒に生活したい」と答えた人が123人(26%)、「福祉施設で暮らしたい」が90人(19%)、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が72人(15%)と続いています。

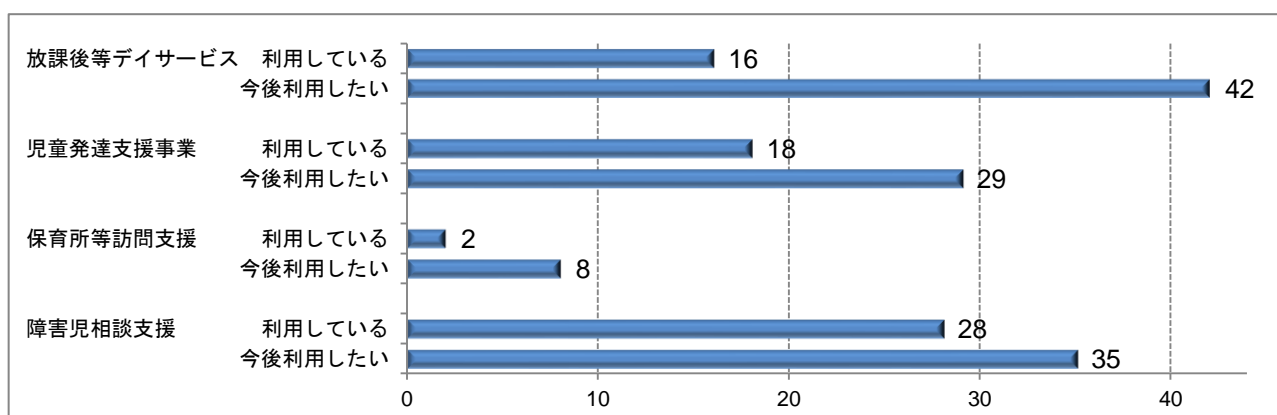
介助の急病・急用のときの対応については「親族の協力を得ている」が216人(46%)、「特に緊急の対応を必要としていない」が80人(17%)、「サービスを利用している」が42人(9%)と続いています。なお「対応に困っている」と答えた人は緊急時にショートステイを利用したいという希望がうかがえます。



(5) 障害児通所支援・子育て支援について

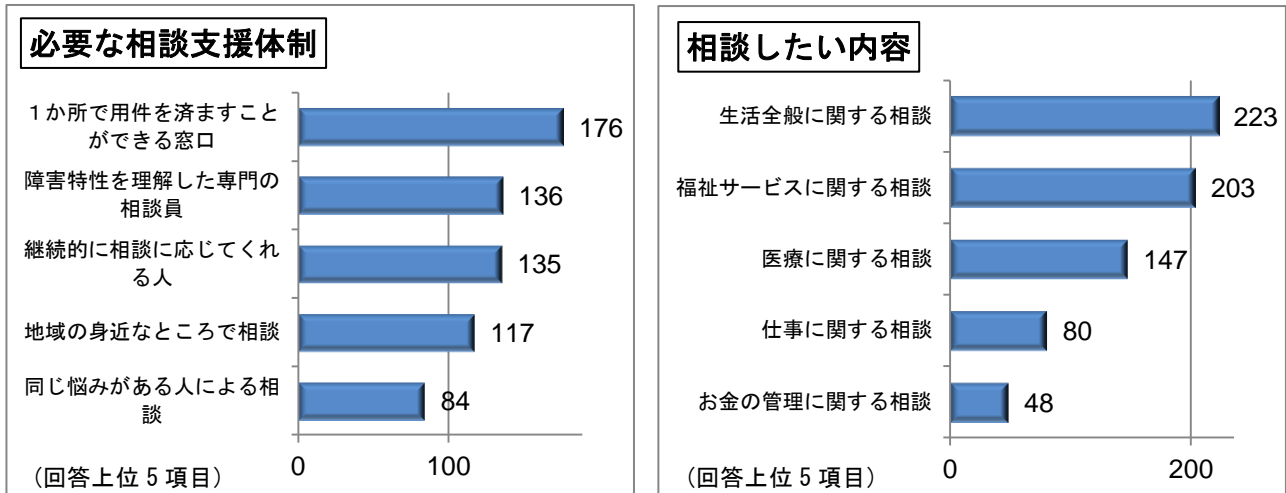
障害児通所支援について、特に、放課後等デイサービスは「利用している」が16人(26%)、「今後利用したい」が42人(69%)となるなど、通所支援を利用する希望が多く見られます。

また、障害児相談支援については、「利用している」が28人(46%)、「今後利用したい」が35人(57%)となっており、事業の利用が徐々にすすんできているものと考えられます。



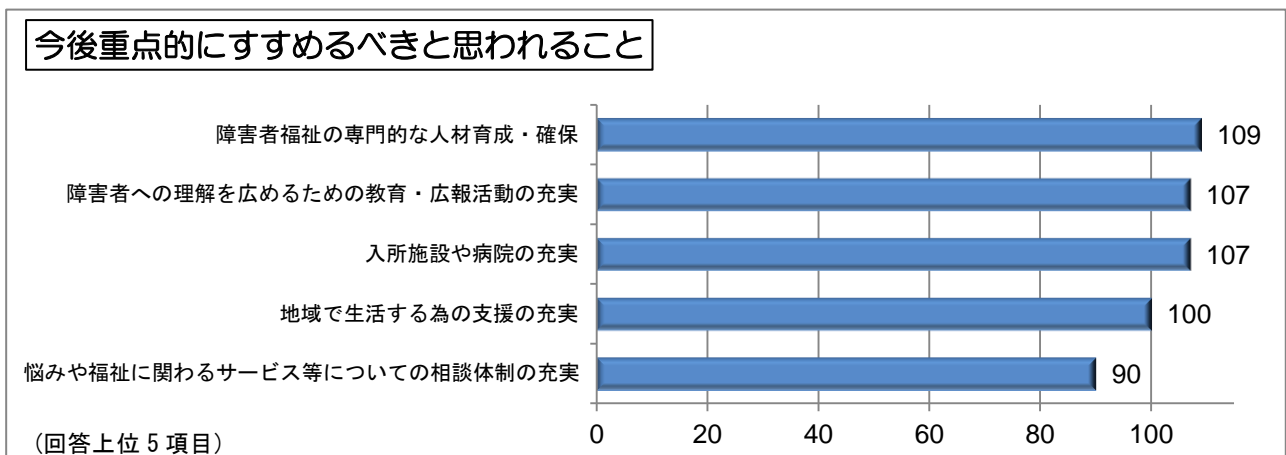
(6) 必要な相談支援体制

地域の相談支援体制について、回答のあった421人のうち、「1か所で用件を済ませることができる窓口」が176人(42%)、「障害特性を理解した専門の相談員に相談できること」が136人(32%)、「継続的に相談に応じてくれる人がいること」が135人(32%)と続いており、相談の内容については、回答のあった378人のうち、「生活全般」が223人(59%)、「福祉サービス」が203人(54%)、「医療」が147人(39%)と続いています。



(7) 障害のある人が住みやすいまちづくり

回答のあった349人のうち、「今後重点的にすすめるべき」と思われるものについて尋ねたところ、「専門的な人材育成・確保」が109人(31%)、「教育・広報活動の充実」及び「入所施設や病院の充実」が107人(31%)、「地域で生活するための支援の充実」が100人(29%)と4つの項目で回答数が100件以上あり、第四期障害福祉計画のアンケート調査でもこの4項目は100件を超えていることから、引き続き高いニーズがうかがえます。



2. 協議会・意見交換会

2-1. 開催概要

(1) 協議会

- ・ 集計期間：平成 27 年 4 月～平成 29 年 9 月
- ・ 開催状況：地域生活支援会議 30 回（延べ 1,048 名）
精神地域生活支援会議 27 回（延べ 534 名）
個別支援会議 27 回（延べ 440 名）
精神ケアマネジメント会議 30 回（延べ 547 名）
こども地域生活支援会議 10 回（延べ 391 名）

(2) 意見交換会

- ・ 開催期間：平成 29 年 7 月 3 日、8 月 8 日・9 日・10 日
- ・ 開催方法：開催をチラシにて周知し、当日は自由参加
- ・ 参加者：当事者、家族、支援者など

2-2. 協議会・意見交換会で抽出された課題・ニーズ

(困っていること・充実してほしいこと)

(1) 社会資源

- ・ 重度心身障害や強度行動障害、視覚障害のある人や医療的ケアが必要な人が利用できる社会資源
- ・ 障害児では特に医療的ケアが必要な子どもや強度行動障害のある子どもが利用できる社会資源
- ・ 短期入所の不足
- ・ 24 時間の支援体制や金銭・服薬管理など手厚い支援が受けられる場
- ・ 事業所のサービスの質、人材・専門職の確保、苦情対応
- ・ ろうあ者の特性を理解した支援、24 時間利用可能な手話通訳派遣
- ・ 移動支援の充実や遠方の通所事業所等への交通手段の確保
- ・ 精神障害者保健福祉手帳を対象とする JR・航空・高速バス運賃の割引 など

(2) 相談支援・権利擁護

- ・ ワンストップ、24 時間体制の相談窓口
- ・ ひきこもり相談の対応
- ・ 支援が必要と思われるが、支援を求めている（わかっている）場合の対応
- ・ 家族、事業所、ケアマネ等の情報共有
- ・ 障害児の事業所間におけるつながりや顔の見える関係
- ・ 当事者団体の横の連携
- ・ 当事者、家族、支援者、団体などが相談、情報交換できる仕組み など

(3) 家族支援

- ・ 一人親家庭や貧困家庭の増加
- ・ 親や家族の高齢化や健康面の不安
- ・ 保護者が学ぶ場、要支援家庭への支援 など

(4) 就労支援

- ・ 就労支援事業から一般就労への移行
- ・ 就職後のフォローや就職先の企業における理解不足

- ・ ジョブコーチの人材確保 など
- (5) 環境整備
- ・ デパートの1階などの車椅子対応トイレの整備
 - ・ バリアフリーが整っている場所
 - ・ 難しい内容の申請書類を分かりやすくするシンプルな表現やイラストを使用するなどの配慮
 - ・ 選挙における点字対応
 - ・ 難聴の子どもたちが健聴の子どもたちと変わらない学習ができる環境づくり
 - ・ 公共施設における職員の手話の習得
 - ・ 障害者用市営住宅の整備 など
- (6) 情報発信・普及啓発
- ・ 福祉サービスや新しい事業所に関する情報発信の強化
 - ・ 障害や障害者差別解消法の理解促進
 - ・ 当事者サークルの情報不足
 - ・ 障害者スポーツの普及
 - ・ 手話言語条例の普及啓発 など
- (7) 災害時
- ・ 災害時の障害者に対する支援
 - ・ 要援護者に対する災害時の避難プラン
 - ・ 重度心身障害児者の避難場所までの移動手段
 - ・ 災害時の情報伝達、連絡体制、指示系統、備蓄の使い方、避難所の場所や利用の仕方 など

3. 調査等のまとめ及び考察

障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）が施行されてから約11年が経過し、施設入所者の地域への移行と住み慣れた地域での生活を支えるために必要な受け皿を確保し、障害福祉サービスを充実させる中で、サービス提供事業所も順調に増え、支援体制が整いつつあります。

しかし、サービスを利用する人が確実に増える一方で、サービスや制度の狭間の人たち、夜間休日や緊急時の支援体制、重度心身障害や強度行動障害のある人たち、医療的ケアなど手厚い支援を必要とする人たちへの対応が課題となっています。

また、福祉サービスは充実してきているとは言え、依然として家族が支援せざるを得ない状況も随所に見られ、障害のある人もその家族も高齢化がすすんでおり、「親亡き後」を見据えた支援体制の整備が必要と考えます。

障害者を取り巻く環境整備や情報発信などについてのニーズも高く、今回実施したアンケート調査では、回答者の約半数が、障害があることにより差別や嫌な思いをした経験があると回答しているほか、災害時の支援などについても不安を感じています。

環境整備に関してソフト面では、障害者理解や合理的配慮の普及啓発、情報発信・情報提供が特に求められており、ハード面では、公共施設だけではなく、生活の場などの建物のバリアフリー化を求める声が多く、取り組む課題の一つと言えます。

以上の考察を踏まえて、本計画の策定に向けた課題を以下のとおり整理します。

- 施設入所者が地域生活へ移行するための受け皿の確保
- 地域生活を維持していくために必要な相談支援体制等の整備
- 障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備
- 福祉施設から一般就労へ移行するための必要な支援の継続
- 医療的ケアを必要とする障害者、障害児に対する支援体制の確保
- 強度行動障害のある児童への支援体制の整備

